

令和 8 年度
水素利活用促進支援業務

プロポーザル審査要領

令和 8 年 7 月

岩手県

この「プロポーザル審査要領」は、岩手県が実施する「令和8年度水素利活用促進支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 選定委員会（ヒアリング）の開催日及び場所

- (1) 開催日 令和8年9月上旬[予定]
 - (2) 場 所 盛岡市内
 - ※ ヒアリングの開催日時や場所等の詳細については、参加者宛て別途通知する。
 - ※ ヒアリング時間は、1者あたり25分（説明15分/質疑応答10分）程度とする。
- ただし、都合により1者当たりのヒアリング時間を変更する場合がある。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による選定委員会の場でのヒアリングに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、業務提案書の書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により(1)の選定委員会による審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。
- (4) ヒアリングの順番は、原則として参加資格確認申請書類の提出があった順とする。
- (5) ヒアリングの実施に当たり、業務提案書以外の追加資料等の配信は認めない。
- (6) 選定委員会の委員は、業務提案書及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (7) (6)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者までそれぞれ順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を加え、合計した総得点により順位を付し、岩手県に報告する。
なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (8) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において業務提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおり。

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送等により書面で通知する。

【別紙】

審査項目、審査の観点及び配点

審査項目		審査の観点	配点
1	会社概要 (様式3-2)	◇ 業務の目的達成を期待できる企業規模（資力、人員体制等）及び営業拠点を有しているか。	5点
2	業務実績 (様式3-3)	◇ 過去における同種業務又は類似業務の実績があるか。	5点
3	業務実施体制 (様式3-4)	◇ 業務内容を確実に遂行できる実施体制、配置人数となっているか。	10点
4	配置予定技術者 (様式3-5)	◇ 同種業務又は全国規模の類似業務の実績があるか。 ◇ 本業務を遂行するうえで、手持業務が支障とならないか。	10点
5	企画提案		
	(1) 業務目的の理解	◇ 提案内容が、本事業の趣旨・目的を十分に理解したものとなっているか。	10点
	(2) 業務内容	◇ 令和7年度に構築した水素利活用モデルの将来的な実装に向けた、効果的な提案内容となっているか。	10点
		◇ 交流イベントに係る提案内容は、参加事業者の水素利活用への関心を高め、交流を促進し、事業参入に当たっての課題やニーズ等を具体的に把握できるものとなっているか。	10点
		◇ セミナーに係る提案内容は、対象者に、水素利活用への理解を促進するために効果的なものとなっているか。	10点
	(3) 実現性	◇ 提案内容に説得力があり、実施可能なものとなっているか。	10点
	(4) 計画性	◇ 業務の実施スケジュールは適切か。	10点
	(5) 独自性	◇ 自主提案の内容が、業務目的等に沿った、評価すべきものとなっているか。	5点
6	価格	◇ 参考見積額は業務内容に対して妥当なものとなっているか。提案内容との整合性があるか。	5点
合計			100点